

# 上場申請のための有価証券報告書

( の部 )

上場申請会社

J．フロント リテイリング株式会社

提出会社

株式会社 大 丸

株式会社 松坂屋ホールディングス

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	5
3. 事業の内容	5
4. 関係会社の状況	11
5. 従業員の状況	12
第2 事業の状況	13
1. 業績等の概要	13
2. 生産、受注及び販売の状況	13
3. 対処すべき課題	13
4. 事業等のリスク	13
5. 経営上の重要な契約等	16
6. 研究開発活動	16
7. 財政状態及び経営成績の分析	16
第3 設備の状況	17
1. 設備投資等の概要	17
2. 主要な設備の状況	17
3. 設備の新設、除却等の計画	17
第4 上場申請会社の状況	18
1. 株式等の状況	18
2. 自己株式の取得等の状況	37
3. 配当政策	37
4. 株価の推移	38
5. 役員の状況	39
6. コーポレート・ガバナンスの状況	43
第5 経理の状況	46
第6 上場申請会社の株式事務の概要	47
第7 上場申請会社の参考情報	48
1. 上場申請会社の親会社等の情報	48
2. その他の参考情報	48
第二部 上場申請会社の保証会社等の情報	49
第三部 特別情報	49
第1 上場申請会社及び連動子会社の最近の財務諸表	49

**【表紙】****【提出書類】** 上場申請のための有価証券報告書（の部）

上場申請会社であるＪ．フロント リテイリング株式会社（以下、「当社」という。）は、株式移転により、平成 19 年 9 月 3 日に設立登記する予定であります。

（注）本報告書の提出日の平成 19 年 7 月 3 日においては、当社は設立されておりましたが、本報告書は、設立日の平成 19 年 9 月 3 日現在の状況について説明する事前提出書類でありますので、特に必要のある場合を除き、予定・見込みである旨の表示は使用していません。

（上場申請会社）

**【提出先】** 株式会社名古屋証券取引所 代表取締役社長 畔柳 昇 殿  
**【提出日】** 平成 19 年 7 月 3 日  
**【会社名】** Ｊ．フロント リテイリング株式会社  
**【英訳名】** J．FRONT RETAILING Co., Ltd.  
**【代表者の役職氏名】** 代表取締役会長 岡田 邦彦  
代表取締役社長兼最高経営責任者 奥田 務  
**【本店の所在の場所】** 東京都中央区銀座六丁目 10 番 1 号  
**【電話番号】** 下記統合 2 社の連絡先をご参照願います。  
**【事務連絡者氏名】** 同上  
**【最寄りの連絡場所】** 同上  
**【電話番号】** 同上  
**【事務連絡者氏名】** 同上

（上場申請のための有価証券報告書提出会社）

**【会社名】** 株式会社 大丸  
**【英訳名】** The Daimaru, Inc.  
**【代表者の役職氏名】** 代表取締役会長兼最高経営責任者 奥田 務  
**【本店の所在の場所】** 大阪市中央区心斎橋筋 1 丁目 7 番 1 号  
**【電話番号】** 06(6271)1231(代表)  
**【事務連絡者氏名】** グループ本社経営計画本部財務部部長 杉本 典夫  
**【最寄りの連絡場所】** 東京都千代田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号  
**【電話番号】** 03(3212)8011(代表)  
**【事務連絡者氏名】** グループ本社管理本部業務推進部長(東京店担当)  
朽木 浩平

**【会社名】** 株式会社 松坂屋ホールディングス  
**【英訳名】** Matsuzakaya Holdings Co., Ltd.  
**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 茶村 俊一  
**【本店の所在の場所】** 名古屋市中区栄三丁目 16 番 1 号  
**【電話番号】** 052(251)1111(大代表)  
**【事務連絡者氏名】** 専務取締役 財務室長兼経営企画室、広報・IR 室担当  
都島 敏明  
**【最寄りの連絡場所】** 名古屋市中区栄三丁目 16 番 1 号  
**【電話番号】** 052(251)1111(大代表)  
**【事務連絡者氏名】** 専務取締役 財務室長兼経営企画室、広報・IR 室担当  
都島 敏明

# 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

### 1 【主要な経営指標等の推移】

当社の「主要な経営指標等の推移」については、新会社設立のため記載しておりません。

なお、完全子会社である株式会社大丸及び株式会社松坂屋ホールディングス（以下、「両社」という。）の最近の終了事業年度までの「主要な経営指標等の推移」については、以下のとおりであります。

主要な経営指標等の推移（株式会社大丸）

#### (1) 連結経営指標等

回次	第119期	第120期	第121期	第122期	第123期
決算年月	平成15年2月	平成16年2月	平成17年2月	平成18年2月	平成19年2月
売上高 (百万円)	793,905	818,870	810,693	822,584	837,032
経常利益 (百万円)	17,198	22,243	25,387	30,170	33,353
当期純利益 (百万円)	5,171	11,879	14,499	16,025	17,304
純資産額 (百万円)	60,828	65,114	77,328	91,803	109,308
総資産額 (百万円)	392,578	375,647	361,749	370,364	375,513
1株当たり純資産額 (円)	227.13	242.97	289.82	347.88	400.29
1株当たり当期純利益 (円)	19.28	44.12	53.99	60.11	65.65
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	19.20	43.63	53.95	60.02	65.55
自己資本比率 (%)	15.5	17.3	21.4	24.8	28.1
自己資本利益率 (%)	8.7	18.9	20.4	19.0	17.5
株価収益率 (倍)	20.75	15.66	17.08	26.22	25.00
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	16,247	33,198	20,810	28,684	24,347
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	22,246	8,635	5,438	5,061	3,357
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,366	25,501	18,636	16,716	18,590
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	21,285	20,337	17,069	23,977	33,103
従業員数 (外 平均臨時雇用者数) (名)	7,874 (5,334)	7,336 (5,542)	6,996 (6,006)	6,368 (5,224)	6,201 (5,234)

(注) 1 売上高には、「その他営業収入」を含めて表示している。

2 売上高には、消費税等は含まれていない。

3 第120期から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成14年9月25日 企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成14年9月25日 企業会計基準適用指針第4号)を適用している。

4 純資産額の算定にあたり、第123期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用している。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次		第 119 期	第 120 期	第 121 期	第 122 期	第 123 期
決算年月		平成 15 年 2 月	平成 16 年 2 月	平成 17 年 2 月	平成 18 年 2 月	平成 19 年 2 月
売上高	(百万円)	430,195	469,057	461,166	469,642	470,756
経常利益	(百万円)	11,779	13,077	16,204	18,674	21,528
当期純利益	(百万円)	5,604	8,167	8,620	10,766	12,651
資本金	(百万円)	20,283	20,283	20,283	20,283	20,283
発行済株式総数	(千株)	270,830	270,830	270,830	270,830	270,830
純資産額	(百万円)	55,540	59,188	65,246	73,562	83,129
総資産額	(百万円)	256,711	263,288	254,876	262,712	268,321
1 株当たり純資産額	(円)	207.39	220.75	244.40	278.61	315.23
1 株当たり配当額 (内、1 株当たり 中間配当額)	(円) (円)	6.00 (3.00)	8.00 (3.00)	9.00 (4.00)	10.00 (4.50)	11.00 (5.00)
1 株当たり当期純利益	(円)	20.89	30.23	31.97	40.28	47.97
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	(円)	20.79	29.99	31.94	40.22	47.90
自己資本比率	(%)	21.6	22.5	25.6	28.0	31.0
自己資本利益率	(%)	10.3	14.2	13.9	15.5	16.1
株価収益率	(倍)	19.15	22.86	28.84	39.13	34.21
配当性向	(%)	28.7	26.5	28.2	24.8	22.9
従業員数 (外 平均臨時雇用者数)	(名)	4,115 (2,049)	3,723 (1,871)	3,517 (1,854)	3,344 (1,777)	3,226 (1,870)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれていない。

2 第 120 期から「1 株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成 14 年 9 月 25 日 企業会計基準第 2 号)及び「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成 14 年 9 月 25 日 企業会計基準適用指針第 4 号)を適用している。

3 第 120 期の 1 株当たり配当額 8 円は、記念配当 1 円を含んでいる。

4 純資産額の算定にあたり、第 123 期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第 5 号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第 8 号)を適用している。

主要な経営指標等の推移（株式会社松坂屋ホールディングス）

(1) 連結経営指標等

回次	第 1 期	株式会社松坂屋第 161 期
決算年月	平成 19 年 2 月	平成 18 年 2 月
売上高 (百万円)	336,673	343,936
経常利益 (百万円)	7,532	7,660
当期純利益 (百万円)	5,255	5,519
純資産額 (百万円)	64,508	70,446
総資産額 (百万円)	217,493	217,642
1 株当たり純資産額 (円)	401.13	413.74
1 株当たり当期純利益 (円)	31.53	32.21
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益 (円)	31.51	
自己資本比率 (%)	29.5	32.4
自己資本利益率 (%)	7.81	8.45
株価収益率 (倍)	32.10	29.09
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	8,760	10,566
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	8,655	3,395
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	3,015	8,081
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	8,672	11,583
従業員数 (外 平均臨時雇用者数) (名)	3,888 (3,147)	4,004 (3,296)

(注) 1 当連結会計年度の連結財務諸表は、完全子会社となった株式会社松坂屋の中間連結財務諸表を引き継ぎ、期首に設立したものとみなして作成している。

2 売上高には、消費税等は含まれていない。

3 当連結会計年度の連結財務諸表は、完全子会社となった株式会社松坂屋の連結財務諸表を引き継いで作成しているため、同社の前連結会計年度（平成 18 年 2 月期）の数値を併せて記載している。

4 純資産額の算定にあたり、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第 5 号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第 8 号）を適用している。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第 1 期
決算年月	平成 19 年 2 月
営業収益 (百万円)	3,098
経常利益 (百万円)	2,457
当期純利益 (百万円)	2,471
資本金 (百万円)	9,765
発行済株式総数 (千株)	165,895
純資産額 (百万円)	61,370
総資産額 (百万円)	61,566
1 株当たり純資産額 (円)	369.39
1 株当たり配当額 (円)	4.00
1 株当たり当期純利益 (円)	14.90
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益 (円)	14.89
自己資本比率 (%)	99.5
自己資本利益率 (%)	4.12
株価収益率 (倍)	67.92
配当性向 (%)	26.85
従業員数 (外 平均臨時雇用者数) (名)	34 (11)

(注) 1 第 1 期の事業年度は平成 18 年 9 月 1 日から平成 19 年 2 月 28 日である。

2 営業収益には、消費税等は含まれていない。

## 2 【沿革】

- 平成 19 年 4 月 9 日 株式会社大丸と株式会社松坂屋ホールディングスは、株主総会の承認を前提として、株式移転により共同で持株会社を設立することを取締役会で決議し、併せて「株式移転計画書」を作成し、「経営統合に関する合意書」を締結することを決議しました。また、両社はそれぞれの株主総会に附議すべき株式移転に関する議案の内容を取締役会で決議しました。
- 平成 19 年 5 月 24 日 両社の定時株主総会において、両社が共同で株式移転の方法により、両社がその完全子会社となることについて決議いたしました。
- 平成 19 年 9 月 3 日 両社が株式移転の方法により当社を設立いたします。  
(予定) 当社の普通株式を株式会社東京証券取引所、株式会社大阪証券取引所および株式会社名古屋証券取引所に上場いたします。

## 3 【事業の内容】

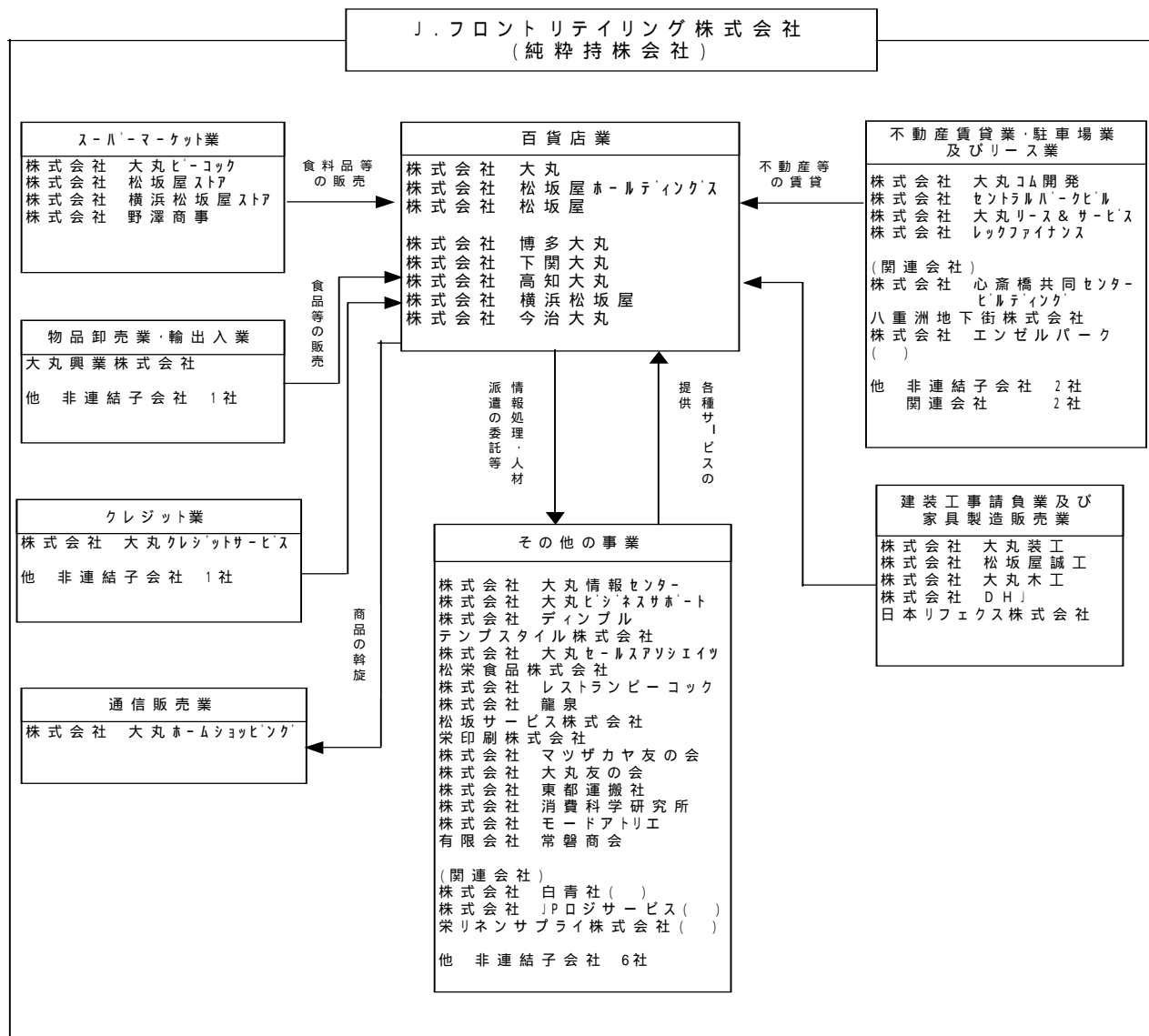
当社の企業集団は、当社を純粋持株会社とする 60 社（当社を含む）によって構成されており、百貨店業を中心としてスーパーマーケット業および卸売業、通信販売業、建装工事請負業などの事業を展開しております。

事業内容等	主な会社名	会社数
百貨店業	株式会社大丸、株式会社松坂屋ホールディングス、株式会社松坂屋、株式会社博多大丸、株式会社下関大丸、株式会社高知大丸、株式会社横浜松坂屋、株式会社今治大丸	連結子会社 8社
スーパーマーケット業	株式会社大丸ピーコック、株式会社松坂屋ストア、株式会社横浜松坂屋ストア、野澤商事株式会社	連結子会社 4社
卸売業	大丸興業株式会社	連結子会社 1社 非連結子会社 1社
不動産賃貸業・駐車場業およびリース業	株式会社大丸コム開発、株式会社セントラルパークビル、株式会社大丸リース&サービス、株式会社レックファイナンス、	連結子会社 4社 非連結子会社 2社 関連会社 5社
クレジット業	株式会社大丸クレジットサービス	連結子会社 1社 非連結子会社 1社
通信販売業	株式会社大丸ホームショッピング	連結子会社 1社
建装工事請負業および家具製造販売業	株式会社大丸装工、松坂屋誠工株式会社、株式会社大丸木工、株式会社DHJ、日本リフェクス株式会社	連結子会社 5社
その他の事業	株式会社大丸情報センター、株式会社大丸ビジネスサポート、株式会社ディンプル、テンプスタイル株式会社、株式会社大丸セールスアソシエイツ、松栄食品株式会社、株式会社レストランピーコック、株式会社龍泉、松坂サービス株式会社、栄印刷株式会社、株式会社マツザカヤ友の会、株式会社大丸友の会、株式会社東都運搬社、株式会社消費科学研究所、株式会社モードアトリエ、有限会社常磐商会	連結子会社 16社 非連結子会社 6社 関連会社 4社

(注) 株式会社松坂屋ホールディングスは、株式会社松坂屋の持株会社であります。



事業の系統図は次のとおりである。



注 ( )は持分法適用会社である。

なお、完全子会社である株式会社大丸及び株式会社松坂屋ホールディングスの事業の内容は以下のとおりです。

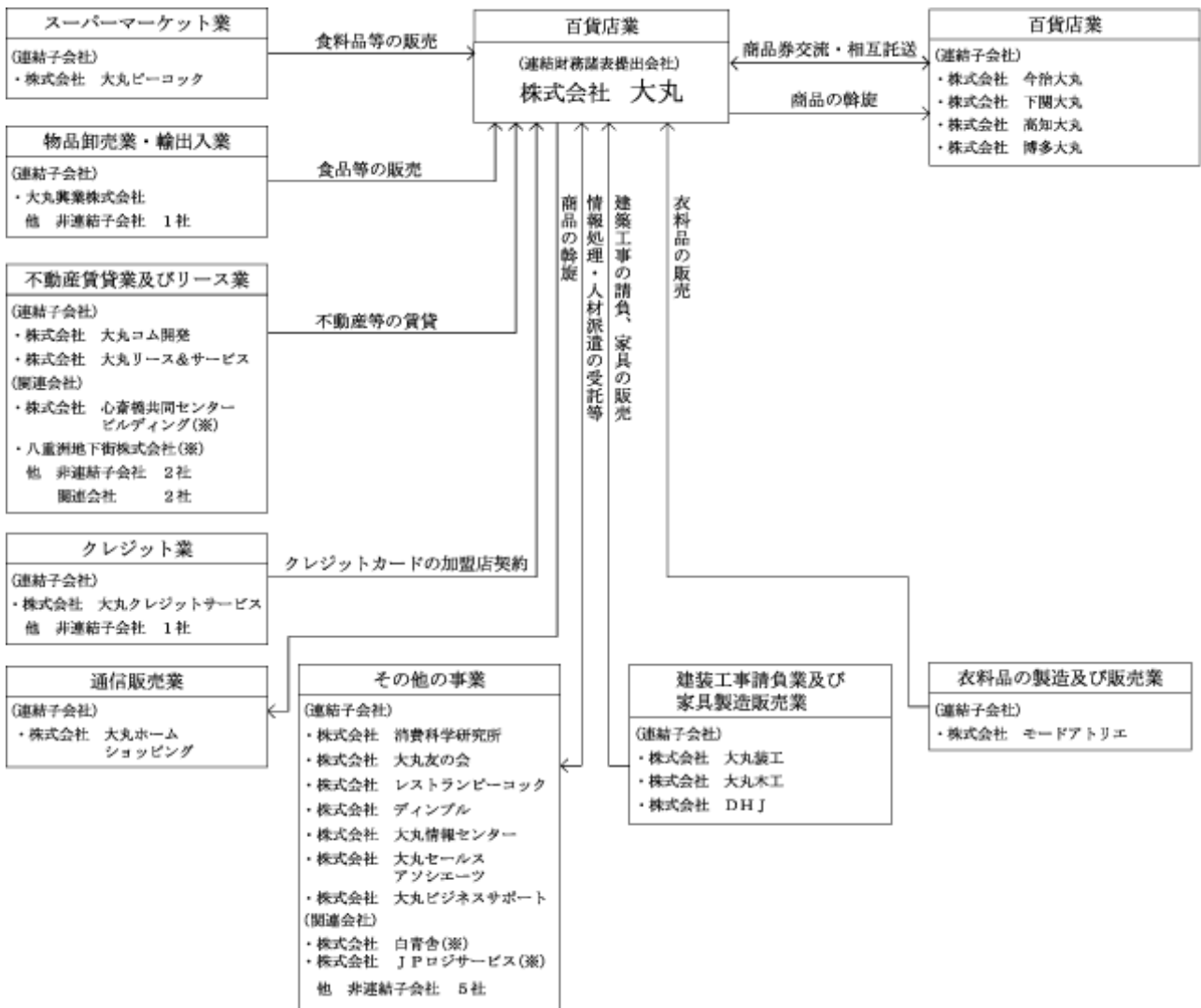
## 株式会社大丸

当社の企業集団は、当社、子会社 30 社及び関連会社 6 社で構成され、百貨店業を主要業務とし、スーパーマーケット業及び卸売業、通信販売業、建装工事請負業などの事業活動を展開している。

百貨店業	当社及び連結子会社の株式会社今治大丸、株式会社下関大丸、株式会社高知大丸、株式会社博多大丸の 4 社、計 5 社が営んでいる。
スーパーマーケット業	連結子会社である株式会社大丸ピーコックが営んでいる。
卸売業	連結子会社である大丸興業株式会社のほか非連結子会社では 1 社が営んでいる。
不動産賃貸業及びリース業	連結子会社の株式会社大丸コム開発、株式会社大丸リース&サービスの 2 社、非連結子会社では 2 社、関連会社では 4 社、計 8 社が営んでいる。
クレジット業	連結子会社である株式会社大丸クレジットサービス、非連結子会社の株式会社博多大丸カードサービスが営んでいる。
衣料品の製造及び販売業	連結子会社である株式会社モードアトリエが営んでいる。
通信販売業	連結子会社である株式会社大丸ホームショッピングが営んでいる。
建装工事請負業及び家具製造販売業	連結子会社である株式会社大丸装工、株式会社大丸木工、株式会社 D H J の 3 社が営んでいる。
その他の事業	連結子会社では、商品試験及び品質管理業の株式会社消費科学研究所、前払式特定取引業の株式会社大丸友の会、飲食店業の株式会社レストランピーコック、人材派遣業の株式会社ディンプル、情報サービス業の株式会社大丸情報センター、販売業務及び店舗運営業務受託業の株式会社大丸セールスアソシエーツ、事務処理受託業の株式会社大丸ビジネスサポートの 7 社のほか、非連結子会社 5 社及び、関連会社 2 社、計 14 社がある。

なお、セグメント情報におけるその他事業とは、不動産賃貸業及びリース業、クレジット業、衣料品の製造及び販売業、通信販売業、建装工事請負業及び家具製造販売業及びその他の事業である。

事業の系統図は、次のとおりである。



- (注) 1 ( )は持分法適用会社である。  
 2 事業の種類別セグメント情報においては、通信販売業、不動産賃貸業及びリース業、建装工事請負業及び家具製造販売業、クレジット業、衣料品の製造及び販売業をあわせて「その他事業」として表示しているが、他の事業区分はセグメントの区分と同じである。  
 3 平成 18 年 3 月 1 日付で連結子会社である(株)大丸情報センターの事務処理受託部門を会社分割し、(株)大丸ビジネスサポートを設立、業務を承継した。

## 株式会社松坂屋ホールディングス

当社の企業集団等は、当社、当社の子会社である(株)松坂屋及びその子会社 17 社並びに関連会社 3 社で構成されており、百貨店業を中心としてスーパーマーケット業、不動産賃貸業などの事業を営んでいる。

当社は純粋持株会社として、当社グループの経営戦略・管理並びにそれらに附帯する業務を行う。

当社グループが営んでいる主な事業内容と、当社グループを構成する各社の当該事業における位置づけは次のとおりである。

### (百貨店業)

連結子会社の(株)松坂屋及び(株)横浜松坂屋が営んでおり、両社は商品券の相互受入や商品仕入業務等、営業上の提携を行っている。

また、連結子会社(株)マツザカヤ友の会は、会員組織のサービス業を営んでおり、(株)松坂屋の顧客に対し各種サービスを提供している。

このほか、連結子会社 6 社及び非連結子会社 1 社が百貨店に付随する事業を営んでおり、連結子会社の栄印刷(株)は包装紙等の印刷を、松坂サービス(株)は店舗のビルメンテナンス業務等を行い、松栄食品(株)は店舗内での飲食店の営業、(株)東都運搬社は商品の配送業務、(株)レックファイナンスは店舗用什器、事務機器等のリース業をそれぞれ営んでいる。

### (スーパーマーケット業)

連結子会社の(株)松坂屋ストア、(株)横浜松坂屋ストア及び野沢商事(株)が、名古屋市、東京都、横浜市及びその周辺地域において営んでいる。

### (不動産賃貸業)

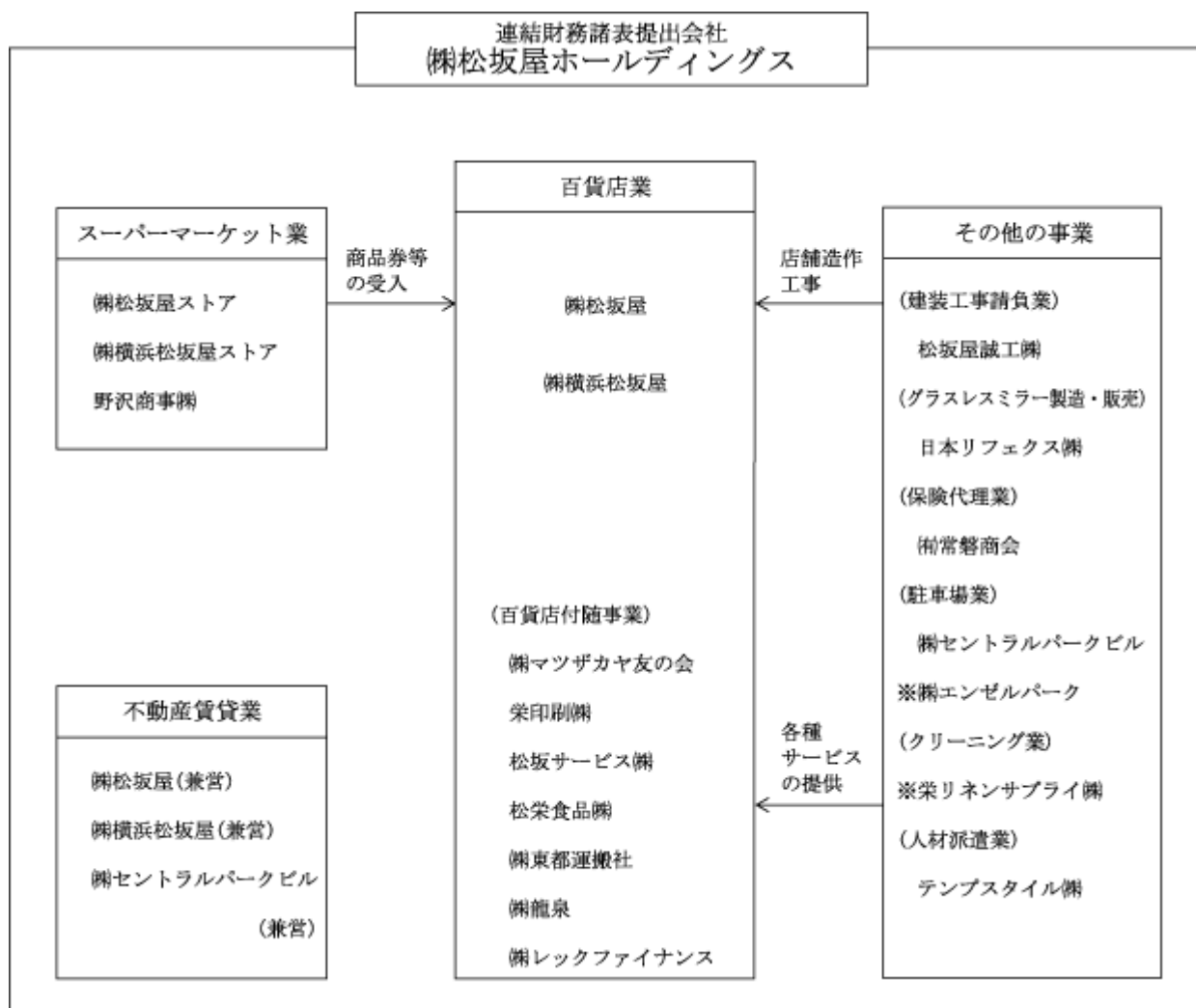
(株)松坂屋、(株)横浜松坂屋及び(株)セントラルパークビルが不動産賃貸業を兼営している。

### (その他の事業)

連結子会社 5 社、関連会社 2 社及び持分法非適用関連会社 1 社が、建装工事請負業、保険代理業等を営んでおり、建装工事請負業を営む連結子会社松坂屋誠工(株)はグループ各社の店舗造作工事を行っている。

[事業系統図]

当社グループの状況を事業系統図によって示すと、次のとおりである。



(注) 印は、持分法適用関連会社である。

#### 4 【関係会社の状況】

当社の完全子会社となる両社の状況のみを記載しております。両社の関係会社については、別添の両社の有価証券報告書をご参照願います。

会社名	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
株式会社 大丸	大阪市 中央区	20,283	百貨店業	100.0	役員の兼任3名
株式会社 松坂屋ホールディングス	名古屋市 中区	9,765	百貨店業	100.0	役員の兼任6名

- (注) 1 特定子会社に該当する会社であります。  
2 有価証券報告書の提出会社であります。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

当社は、新設会社であるため、当社の完全子会社となる株式会社大丸及び株式会社松坂屋ホールディングスの連結会社の状況を記載しております。

(株式会社大丸)

平成19年2月28日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(名)
百貨店業	4,284( 2,314)
スーパーマーケット業	823( 2,225)
卸売業	234( 9)
その他事業	860( 686)
合計	6,201( 5,234)

(注) 1 従業員数は就業人員である。

2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員である。

(株式会社松坂屋ホールディングス)

平成19年2月28日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(名)
百貨店業	3,458(2,546)
スーパーマーケット業	308( 564)
不動産賃貸業	11( 11)
その他の事業	111( 26)
合計	3,888(3,147)

(注) 従業員数は就業人員数であり、括弧書は臨時従業員数(年間平均人員、1日8時間換算)で、外書である。

(2) 上場申請会社の状況

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
132	-	-	-

(注)1.従業員数は就業人員であり、平成19年9月3日現在の予定数を記載しております。

2.平均年齢、平均勤続年数、平均年間給与は未定のため、記載しておりません。

(3) 労働組合の状況

上場申請会社

該当事項はありません。

連結子会社

別添の両社の有価証券報告書をご参照願います。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

新設会社のため記載しておりません。

### 2 【生産、受注及び販売の状況】

新設会社のため記載しておりません。

### 3 【対処すべき課題】

新設会社のため記載しておりません。

### 4 【事業等のリスク】

当社は、株式会社大丸及び株式会社松坂屋ホールディングスが共同して設立する新会社であるため、両社の有価証券報告書に記載の事業等のリスクを次のとおり記載いたします。

(株式会社大丸)

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には以下のようなものがある。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、国内外の経済情勢等により影響を受ける可能性があり、事業等のリスクはこれらに限られるものではない。

#### (1) 事業環境におけるリスク

当社グループの主要なセグメントである百貨店業及びスーパーマーケット業は、景気動向・消費動向・金融動向等の経済情勢、同業・異業態の小売業他社との競合等に大きな影響を受ける。これらの事業環境の要因が、当社グループの業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性がある。

#### (2) 法規制及び法改正におけるリスク

当社グループは、大規模小売店舗の出店、独占禁止、消費者保護、各種税制、環境・リサイクル関連等において法規制の適用を受けている。また、将来の税制改正に伴う消費税率の引き上げ等により個人消費の悪化につながる場合がある。従って、これらの法規制及び法改正により事業活動が制限されたり、費用の増加や売上高の減少をまねき、当社グループの業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性がある。

#### (3) 自然環境の変化・事故等におけるリスク

地震・洪水・台風等の自然災害や不測の事故より店舗・設備等が損害を受け、営業機会を喪失したり、業務遂行に支障をきたす可能性がある。また、暖冬・冷夏等の異常気象により、主力商品である衣料品、食料品等の売上の減少につながることもあり、自然環境の変化・事故等が当社グループの業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性がある。

#### (4) 情報管理におけるリスク

当社グループが保有する個人情報や機密情報の管理・保護については、社内体制を整備し厳重に行っているが、不測の事故または事件により情報が漏洩した場合には、当社グループの信用低下を招き、当社グループの業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性がある。

#### (5) 海外での事業活動におけるリスク

当社グループは主に卸売業セグメントを中心に、海外での事業活動を行っている。この海外での事業



活動において、予期しえない景気変動、通貨価値の変動、テロ・戦争・内乱等による政治的・社会的混乱並びに法規制や租税制度の変更等が、当社グループの業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性がある。

#### (6) 重要な訴訟等のリスク

当連結会計年度において、当社グループに重大な影響を及ぼす訴訟等はないが、将来、重要な訴訟等が発生し、当社グループに不利な判断がなされた場合には、当社グループの業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性がある。

(株式会社松坂屋ホールディングス)

当社グループの事業展開上のリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項は以下のとおりである。また、当社グループとしては必ずしも事業上のリスク要因と考えていない事項についても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から記載している。当社グループは、これらのリスクの存在を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針である。

#### (1) 需要動向におけるリスク

当社グループの主要なセグメントである、百貨店業及びスーパーマーケット業の需要は、事業展開する国内における気候状況や景気動向・消費動向等の経済情勢、同業・異業種の小売業他社との競争状況等に大きな影響を受ける。従って、これらの要因は、当社グループの業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性がある。

#### (2) 公的規制におけるリスク

当社グループは、事業展開をする国内において、事業・投資の許可のほか、独占禁止、消費者、租税、環境・リサイクル関連の法規制などさまざまな公的規制の適用を受けており、これらの規制を遵守できなかった場合には、当社グループの活動が制限される可能性や、費用の増加につながる可能性がある。従って、これらの規制は、当社グループの業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性がある。

#### (3) 出店に関する規制

店舗の出店については、大規模小売店舗立地法による規制を受けている。売場面積が1,000㎡を超えることとなる新規出店および増床については、都道府県または政令指定都市に届出が義務づけられ、届出後、都市計画、交通、地域環境等の観点から地元住民の意見を踏まえ審査が進められる。従って、同法は当社グループの今後の出店計画・店舗運営に影響を及ぼす可能性がある。

また、当社グループが進めている再開発については、行政の認可や地域住民との合意形成などが必要であり、今後の事業計画に影響を及ぼす可能性がある。

#### (4) 自然災害・事故におけるリスク

当社グループのうち、百貨店業及びスーパーマーケット業は店舗による事業展開を行っているため、自然災害・事故等により、営業継続に悪影響をきたす可能性がある。

特に火災については、消防法に基づいた火災発生の防止を徹底して行っており、万一に備えて損害保険契約を締結しているが、店舗において火災が発生した場合には、消防法による規制や被害者に対する損害賠償責任、従業員の罹災による人的資源の喪失、建物等固定資産やたな卸資産への被害等により、当社グループの業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性がある。

また当社グループの店舗及び賃貸不動産は、名古屋市、東京都、横浜市、静岡市及びその周辺地区に集中しており、これらの地域において大規模な地震が発生した場合には、人的資源の喪失、建物等固定資産やたな卸資産への被害等、当社グループの業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性がある。

#### (5) 商品取引におけるリスク

当社グループでは、百貨店業及びスーパーマーケット業において、消費者向け取引を行っている。これらの事業において欠陥商品や食中毒を引き起こす商品等、瑕疵ある商品を販売した場合には、公的規

制を受ける可能性があるとともに、製造物責任や債務不履行による損害賠償責任等による費用が発生する可能性がある。更に消費者からの信用失墜による売上高の減少等、当社グループの業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性がある。

また、当社グループでは、百貨店業の外商部門や建装工事請負業を中心として、法人向けの取引を行っている。これらの事業は契約先 1 社あたりの販売額が比較的高額であり、製造物責任や債務不履行による損害賠償責任により費用が発生した場合や、契約先の倒産により売掛金の回収が不能となった場合には、当社グループの業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性がある。

(6) 顧客情報の流出におけるリスク

当社グループでは百貨店業を中心に、顧客の個人情報を大量に保有・処理している。これらの個人情報の管理は社内管理体制を整備して、厳重におこなっているが、犯罪等により外部に漏洩した場合には、顧客個人に支払う損害賠償による費用の発生や、当社グループの社会的信用の失墜による売上高の減少が考えられ、当社グループの業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性がある。

- 5 【経営上の重要な契約等】  
新設会社のため記載しておりません。
- 6 【研究開発活動】  
新設会社のため記載しておりません。
- 7 【財政状態及び経営成績の分析】  
新設会社のため記載しておりません。

### 第3 【設備の状況】

#### 1. 【設備投資等の概要】

##### (1) 上場申請会社

該当事項はありません。

##### (2) 連結子会社

別添の両社の有価証券報告書をご参照願います。

#### 2. 【主要な設備の状況】

##### (1) 上場申請会社

該当事項はありません。

##### (2) 連結子会社

別添の両社の有価証券報告書をご参照願います。

#### 3. 【設備の新設、除却等の計画】

##### (1) 上場申請会社

該当事項はありません。

##### (2) 連結子会社

別添の両社の有価証券報告書をご参照願います。

## 第4 【上場申請会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,000,000,000
計	2,000,000,000

##### 【発行済株式】

種類	発行数(株) (平成19年9月3日)	上場証券取引所名又は登録証券業協会名
普通株式	536,238,328	東京証券取引所 市場第一部 名古屋証券取引所 市場第一部 大阪証券取引所 市場第一部
計	536,238,328	

(注) 上記発行数は今後、株式移転日の前日までの間に両社の自己株式の消却による両社の発行済株式総数の減少、または両社の新株予約権の行使による発行済株式総数の増加に伴い、増減する可能性があります。

(2) 【新株予約権等の状況】

株式会社大丸及び株式会社松坂屋ホールディングスが発行した新株予約権は、株式移転効力発生日をもって消滅し、同日当該新株予約権の予約権者に対してこれに代わる当社の新株予約権を交付します。株式会社大丸及び株式会社松坂屋ホールディングスの新株予約権の内容は以下のとおりです。

(株式会社大丸)

新株予約権

当社は、平成 13 年改正旧商法第 280 条ノ 20 及び第 280 条ノ 21 の規定に基づき新株予約権を発行している。

株主総会の特別決議日(平成 14 年 5 月 23 日)		
	事業年度末現在 (平成 19 年 2 月 28 日)	提出日の前月末現在 (平成 19 年 6 月 30 日)
新株予約権の数(個)	120(注 1)	120(注 1)
新株予約権のうち 自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる 株式の種類	当社普通株式	同左
新株予約権の目的となる 株式の数(株)	120,000	120,000
新株予約権の行使時の 払込金額(円)	1 株当たり 566	同左
新株予約権の行使期間	平成 14 年 9 月 25 日から 平成 24 年 5 月 23 日まで (ただし優遇税制を受ける場合) 平成 16 年 7 月 1 日から 平成 24 年 5 月 23 日まで	同左
新株予約権の行使により 株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	当社普通株式 1 株の発行価格 566 当社普通株式 1 株の資本組入額 283	同左
新株予約権の行使の条件	1 新株予約権の割当てを受けた者は、 権利行使時においても、当社または当 社の子会社の取締役、監査役もしくは 従業員の地位にあることを要する。た だし、任期満了による退任、死亡、定 年退職その他正当な理由のある場合 には、その地位喪失の時から 2 年間に 限り行使できる。 2 その他、権利行使の条件は当社と新 株予約権被付与者との間で個別に締 結する「新株予約権割当契約」に記載 するものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する 事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の 承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編行為に伴う新株 予約権の交付に関する事項		

(注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1,000 株である。

2 新株予約権の目的となる株式の数及び払込金額は、以下の場合に調整されるものとする。

株式数の調整

当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

払込金額の調整

新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 ×  $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 ×  $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行または処分株式数} \times \text{1株当たり払込価額}}{\text{または処分価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行または処分株式数} \times \text{1株当たり時価}}$

株主総会の特別決議日(平成 15 年 5 月 22 日)		
	事業年度末現在 (平成 19 年 2 月 28 日)	提出日の前月末現在 (平成 19 年 6 月 30 日)
新株予約権の数(個)	155(注 1)	145(注 1)
新株予約権のうち 自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる 株式の種類	当社普通株式	同左
新株予約権の目的となる 株式の数(株)	155,000	145,000
新株予約権の行使時の 払込金額(円)	1 株当たり 444	同左
新株予約権の行使期間	平成 15 年 7 月 25 日から 平成 25 年 5 月 22 日まで (ただし優遇税制を受ける場合) 平成 17 年 7 月 1 日から 平成 25 年 5 月 22 日まで	同左
新株予約権の行使により 株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	当社普通株式 1 株の発行価格 444 当社普通株式 1 株の資本組入額 222	同左
新株予約権の行使の条件	1 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、死亡、定年退職その他正当な理由のある場合には、その地位喪失の時から 2 年間に限り行使できる。 2 その他、権利行使の条件は当社と新株予約権被付与者との間で個別に締結する「新株予約権割当契約」に記載するものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する 事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編行為に伴う新株 予約権の交付に関する事項		

(注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1,000 株である。

2 新株予約権の目的となる株式の数及び払込金額は、以下の場合に調整されるものとする。

株式数の調整

当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

払込価額の調整

新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行または処分株式数} \times \text{1株当たり払込価額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行または処分株式数}}$$

株主総会の特別決議日(平成 16 年 5 月 27 日)		
	事業年度末現在 (平成 19 年 2 月 28 日)	提出日の前月末現在 (平成 19 年 6 月 30 日)
新株予約権の数(個)	240(注 1)	220(注 1)
新株予約権のうち 自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる 株式の種類	当社普通株式	同左
新株予約権の目的となる 株式の数(株)	240,000	220,000
新株予約権の行使時の 払込金額(円)	1株当たり 978	同左
新株予約権の行使期間	平成 16 年 7 月 27 日から 平成 26 年 5 月 27 日まで (ただし優遇税制を受ける場合) 平成 18 年 7 月 1 日から 平成 26 年 5 月 27 日まで	同左
新株予約権の行使により 株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	当社普通株式 1 株の発行価格 978 当社普通株式 1 株の資本組入額 489	同左
新株予約権の行使の条件	1 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、死亡、定年退職その他正当な理由のある場合には、その地位喪失の時から 2 年間に限り行使できる。 2 その他、権利行使の条件は当社と新株予約権被付与者との間で個別に締結する「新株予約権割当契約」に記載するものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する 事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編行為に伴う新株 予約権の交付に関する事項		

(注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1,000 株である。

2 新株予約権の目的となる株式の数及び払込金額は、以下の場合に調整されるものとする。

株式数の調整

当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

払込価額の調整

新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行または処分株式数} \times \text{1株当たり払込価額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行または処分株式数}}$$



株主総会の特別決議日(平成 17 年 5 月 26 日)		
	事業年度末現在 (平成 19 年 2 月 28 日)	提出日の前月末現在 (平成 19 年 6 月 30 日)
新株予約権の数(個)	240(注 1)	240(注 1)
新株予約権のうち 自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる 株式の種類	当社普通株式	同左
新株予約権の目的となる 株式の数(株)	240,000	240,000
新株予約権の行使時の 払込金額(円)	1株当たり 968	同左
新株予約権の行使期間	平成 17 年 7 月 26 日から 平成 27 年 5 月 26 日まで (ただし優遇税制を受ける場合) 平成 19 年 7 月 1 日から 平成 27 年 5 月 26 日まで	同左
新株予約権の行使により 株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	当社普通株式 1 株の発行価格 968 当社普通株式 1 株の資本組入額 484	同左
新株予約権の行使の条件	1 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、死亡、定年退職その他正当な理由のある場合には、その地位喪失の時から 2 年間に限り行使できる。 2 その他、権利行使の条件は当社と新株予約権被付与者との間で個別に締結する「新株予約権割当契約」に記載するものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する 事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編行為に伴う新株 予約権の交付に関する事項		

(注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1,000 株である。

2 新株予約権の目的となる株式の数及び払込金額は、以下の場合に調整されるものとする。

株式数の調整

当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

払込価額の調整

新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割} \cdot \text{併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行または処分株式数} \times \text{1株当たり払込価額または処分価額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行または処分株式数}}$$

(株式会社松坂屋ホールディングス)

新株予約権(当社及び株式会社松坂屋の取締役、監査役及び執行役員に対するもの)

当社は、会社法第236条第1項、第238条第1項及び第2項並びに第240条第1項の規定に基づき新株予約権を発行している。

	事業年度末現在 (平成19年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成19年6月30日)
新株予約権の数(個)	125(内訳:取締役79、監査役16、取締役を兼務しない執行役員30) (注)1	63
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	125,000 (内訳:取締役79,000、監査役16,000、取締役を兼務しない執行役員30,000)	63,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり1,000円 (1株当たり1円) (注)2	同左
新株予約権の行使期間	自平成18年7月15日 至平成38年7月14日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格1円 資本組入額 (注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項はない。	同左
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

- 2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- 3 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。  
(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 4 (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社及び株式会社松坂屋の取締役、監査役又は執行役員のいずれかの地位を有するときは、新株予約権を行使できないものとする。  
(2) 新株予約権者は、当社及び株式会社松坂屋の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間に限り新株予約権を行使できるものとする。  
(3) 新株予約権者が平成37年7月14日まで当社及び株式会社松坂屋の取締役、監査役又は執行役員のいずれかの地位を有し、新株予約権を行使することができない場合には、平成37年7月15日から平成38年7月14日まで新株予約権を行使することができるものとする。  
(4) 新株予約権者がその有する新株予約権を放棄した場合には行使できないものとする。
- 5 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項  
組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の

効力発生の直前の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
新株予約権1個につき、(1)記載の再編対象会社の株式1,000株を割り当てる。ただし、必要がある場合には、新株予約権と同様の株式数の調整を行うものとする。
- (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
各新株予約権の権利行使に際して出資される財産の価額と同じとする。
- (4) 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権の権利行使期間と同じとする。
- (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
各新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- (6) 新株予約権の取得条項  
新株予約権の取得条項は定めない。
- (7) その他の新株予約権の行使の条件  
新株予約権と同じとする。

新株予約権（当社及び株式会社松坂屋の従業員に対するもの）

当社は、会社法第236条第1項、第238条第1項及び第239条の規定に基づき新株予約権を発行している。

	事業年度末現在 (平成19年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成19年6月30日)
新株予約権の数(個)	300(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	300,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり794,000円 (1株当たり794円)(注)2	同左
新株予約権の行使期間	自平成20年7月15日 至平成24年7月14日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 794円 資本組入額 (注)3	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができない。 その他の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項はない。	同左
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載に同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×  $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使、「商法等の一部を改正する等の法律」（平成13年法律第79号）附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×  $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- 3 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 4 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
 

組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

  - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の権利行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
平成20年7月15日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、平成24年7月14日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記3に準ずる。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
  - (8) 新株予約権の取得条項  
新株予約権の取得条項は定めない。
  - (9) その他の新株予約権の行使の条件  
新株予約権者がその有する新株予約権を放棄した場合には行使できないものとする。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はない。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成19年9月3日	536,238	536,238	30,000	30,000	7,500	7,500

## (5) 【所有者別状況】

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	0	144	65	738	410	7	51,635	52,999	
所有株式数(単元)	0	203,219	7,015	62,709	98,986	17	158,025	529,971	6,267,328
所有株式数の割合(%)	0.00	38.35	1.32	11.83	18.68	0.00	29.82	100.00	

(注) 1 平成19年2月28日現在の両社の個々の株主が保有する株式数に、各社の移転比率(注2)を掛けた結果を単純合計して作成しております。また、株主数は、大株主上位10名該当者についてのみ名寄せして算定しております。なお、平成19年2月28日現在の両社の状況は次のとおりであります。

2 各社の移転比率は以下のとおりであります。

株式会社 大丸 株式会社大丸の普通株式1株に対し、当社の普通株式1.4株を割り当てます。

株式会社 松坂屋ホールディングス 株式会社松坂屋ホールディングスの普通株式1株に対し、当社の普通株式1株を割り当てます。

## (株式会社大丸)

平成19年2月28日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	0	85	31	397	334	4	25,564	26,415	
所有株式数(単元)	0	102,000	4,380	26,804	57,361	8	77,651	268,204	2,626,356
所有株式数の割合(%)	0.00	38.04	1.63	9.99	21.39	0.00	28.95	100.00	

(注) 1 自己株式7,118,668株は、「個人その他」に7,118単元及び「単元未満株式の状況」に668株含まれている。なお、自己株式7,118,668株は株主名簿上の株式であり、期末日現在の実質的な所有株式数と同一である。

2 上記「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、12単元含まれている。

## (株式会社松坂屋ホールディングス)

平成19年2月28日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	0	67	34	341	76	3	26,071	26,592	
所有株式数(単元)	0	60,419	883	25,184	18,681	6	58,095	163,268	2,627,830
所有株式数の割合(%)	0.00	37.01	0.54	15.42	11.45	0.00	35.58	100.00	

(注) 1 「個人その他」及び「単元未満株式の状況」の欄には、自己株式が、それぞれ61単元及び69株含まれている。

2 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ14単元及び100株含まれている。

## (6) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	28,906	5.39
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	25,934	4.83
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	24,130	4.49
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	17,903	3.33
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町一丁目13 1	11,564	2.15
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2番1号	8,369	1.56
大丸共栄持株会	大阪市中央区南船場4丁目4番10号	7,966	1.48
住友信託銀行株式会社	大阪市中央区北浜4丁目5番33号	7,722	1.44
資産管理サービス信託銀行 株式会社(信託B口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	6,952	1.29
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社 (住友信託銀行再信託分・株式会 社三井住友銀行退職給付信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	6,409	1.19
計		145,860	27.20

(注) 平成19年2月28日現在の両社の株主の状況及び同年6月28日の株式会社大丸の自己株式消却による発行済株式数の減少に基づき、株式移転の際の株式移転比率を勘案して作成しております。

## (7) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

平成19年6月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(相互保有株式) 普通株式 7,002,000		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 522,969,000	522,969	同上
単元未満株式	普通株式 6,267,328		同上
発行済株式総数	536,238,328		
総株主の議決権		522,969	

(注) 両社の株主の状況及び平成19年6月28日の株式会社大丸の自己株式消却による発行済株式数の減少に基づき、株式移転の際の株式移転比率を勘案して作成しております。

【自己株式等】

平成19年6月28日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(相互保有株式) 株式会社大丸	大阪市中央区心斎橋筋 1丁目7番1号	1,124,037		1,124,037	0.20
(相互保有株式) 株式会社松坂屋ホールディングス	名古屋市中区栄 三丁目16番1号	66,608		66,608	0.01
(相互保有株式) 株式会社松坂屋	名古屋市中区栄 三丁目16番1号	5,812,000		5,812,000	1.08
計		7,002,645		7,002,645	1.30

- (注) 1 株式会社松坂屋は、株式会社松坂屋ホールディングスの連結子会社であります。  
2 3社の自己株式等の状況及び平成19年6月28日の株式会社大丸の自己株式消却による発行済株式数の減少に基づき、株式移転の際の株式移転比率を勘案し作成しております。

(8) 【ストックオプション制度の内容】

株式会社大丸及び株式会社松坂屋ホールディングスが発行した新株予約権は、株式移転効力発生日をもって消滅し、同日当該新株予約権の予約権者に対してこれに代わる当社の新株予約権を交付します。株式会社大丸及び株式会社松坂屋ホールディングスの新株予約権の内容は以下のとおりです。

(株式会社大丸)

平成14年5月23日定時株主総会決議

当該制度は、平成13年改正旧商法第280条ノ20並びに旧商法第280条ノ21の規定に基づき、平成14年5月23日第118回定時株主総会終結時に在任する取締役、監査役及び従業員(理事)に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成14年5月23日の定時株主総会において特別決議されたものである。

当該制度の内容は、次のとおりである。

決議年月日	平成14年5月23日
付与対象者の区分及び人数	取締役12名、監査役4名及び従業員(理事)6名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成15年5月22日定時株主総会決議

当該制度は、平成13年改正旧商法第280条ノ20並びに旧商法第280条ノ21の規定に基づき、平成15年5月22日第119回定時株主総会終結時に在任する取締役、監査役、執行役員及び従業員(理事)に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成15年5月22日の定時株主総会において特別決議されたものである。

当該制度の内容は、次のとおりである。

決議年月日	平成15年5月22日
付与対象者の区分及び人数	取締役7名、監査役4名、執行役員16名及び従業員(理事)1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上



平成 16 年 5 月 27 日定時株主総会決議

当該制度は、平成 13 年改正旧商法第 280 条ノ 20 並びに旧商法第 280 条ノ 21 の規定に基づき、平成 16 年 5 月 27 日第 120 回定時株主総会終結時に在任する取締役、監査役、執行役員及び従業員(理事)に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成 16 年 5 月 27 日の定時株主総会において特別決議されたものである。

当該制度の内容は、次のとおりである。

決議年月日	平成 16 年 5 月 27 日
付与対象者の区分及び人数	取締役 7 名、監査役 4 名、執行役員 14 名及び従業員(理事) 1 名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成 17 年 5 月 26 日定時株主総会決議

当該制度は、平成 13 年改正旧商法第 280 条ノ 20 並びに旧商法第 280 条ノ 21 の規定に基づき、平成 17 年 5 月 26 日第 121 回定時株主総会終結時に在任する取締役、監査役、執行役員及び従業員(理事)に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成 17 年 5 月 26 日の定時株主総会において特別決議されたものである。

当該制度の内容は、次のとおりである。

決議年月日	平成 17 年 5 月 26 日
付与対象者の区分及び人数	取締役 7 名、監査役 4 名、執行役員 12 名及び従業員(理事) 1 名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(株式会社松坂屋ホールディングス)

平成 18 年 4 月 13 日開催の株式会社松坂屋取締役会決議に基づき、平成 18 年 9 月 1 日以降当社に承継されたもの

当社及び株式会社松坂屋執行役員に対するもの

「会社法」(平成17年法律第86号)第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、下表の付与対象者に対し株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを平成18年4月13日開催の株式会社松坂屋取締役会において決議し、当社に承継されたものである。

当該制度の内容は、次のとおりである。

決議年月日	平成 18 年 4 月 13 日
付与対象者の区分及び人数	当社及び株式会社松坂屋の取締役を兼務しない執行役員 7 名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	30,000 株 (注 1)
新株予約権の行使時の払込金額	1 個当たり 1,000 円 (1 株当たり 1 円)(注 2)
新株予約権の行使期間	平成 18 年 7 月 15 日から平成 38 年 7 月 14 日まで
新株予約権の行使の条件	(注 3)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注 4)

(注) 1 当社が、株式分割(株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)株式併合、または資本の減少等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、下記の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件を勘案のうえ、合理的な範囲で目的となる株式の数を調整するものとする。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額 1 円に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。
- 3 (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社及び株式会社松坂屋の取締役、監査役又は執行役員のいずれかの地位を有するときは、新株予約権を行使できないものとする。  
(2) 新株予約権者は、当社及び株式会社松坂屋の取締役、監査役又は執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から 10 日間に限り新株予約権を行使することができるものとする。  
(3) 新株予約権者が平成 37 年 7 月 14 日まで当社及び株式会社松坂屋の取締役、監査役又は執行役員のいずれかの地位を有し、新株予約権を行使することができない場合には、平成 37 年 7 月 15 日から平成 38 年 7 月 14 日まで新株予約権を行使することができるものとする。  
(4) 新株予約権者がその有する新株予約権を放棄した場合には行使できないものとする。
- 4 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項  
組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針  
当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
  - (1) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
新株予約権 1 個につき、(1)記載の再編対象会社の株式 1,000 株を割り当てる。ただし、必要がある場合には、新株予約権と同様の株式数の調整を行うものとする。
  - (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
各新株予約権の権利行使に際して出資される財産の価額と同じとする。
  - (4) 新株予約権の行使することができる期間  
新株予約権の権利行使期間と同じとする。

- (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
各新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- (6) 新株予約権の取得条項  
新株予約権の取得条項は定めない。
- (7) その他の新株予約権の行使の条件  
新株予約権と同じとする。

平成 18 年 5 月 25 日開催の株式会社松坂屋定時株主総会決議に基づき、平成 18 年 9 月 1 日以降当社に承継されたもの

取締役に対するもの

「会社法」(平成17年法律第86号)第236条、第238条、第239条及び第361条第1項第3号の規定に基づき、下表の付与対象者に対し株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを平成18年5月25日開催の株式会社松坂屋定時株主総会において決議し、当社に承継されたものである。

当該制度の内容は、次のとおりである。

決議年月日	平成 18 年 5 月 25 日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 8 名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	79,000 株 (注 1)
新株予約権の行使時の払込金額	1 個当たり 1,000 円 (1 株当たり 1 円)(注 2)
新株予約権の行使期間	平成 18 年 7 月 15 日から平成 38 年 7 月 14 日まで
新株予約権の行使の条件	(注 3)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注 4)

(注) 1 当社が、株式分割(株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)株式併合、または資本の減少等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、下記の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件を勘案のうえ、合理的な範囲で目的となる株式の数を調整するものとする。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額 1 円に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。
- 3 (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社及び株式会社松坂屋の取締役、監査役又は執行役員のいずれかの地位を有するときは、新株予約権を行使できないものとする。
- (2) 新株予約権者は、当社及び株式会社松坂屋の取締役、監査役又は執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から 10 日間に限り新株予約権を行使することができるものとする。
- (3) 新株予約権者が平成 37 年 7 月 14 日まで当社及び株式会社松坂屋の取締役、監査役又は執行役員のいずれかの地位を有し、新株予約権を行使することができない場合には、平成 37 年 7 月 15 日から平成 38 年 7 月 14 日まで新株予約権を行使することができるものとする。
- (4) 新株予約権者がその有する新株予約権を放棄した場合には行使できないものとする。

4 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針  
当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
新株予約権 1 個につき、(1)記載の再編対象会社の株式 1,000 株を割り当てる。ただし、必要がある場合には、新株予約権と同様の株式数の調整を行うものとする。
- (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
各新株予約権の権利行使に際して出資される財産の価額と同じとする。
- (4) 新株予約権の行使することができる期間  
新株予約権の権利行使期間と同じとする。
- (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
各新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- (6) 新株予約権の取得条項  
新株予約権の取得条項は定めない。
- (7) その他の新株予約権の行使の条件  
新株予約権と同じとする。

監査役に対するもの

「会社法」(平成17年法律第86号)第236条、第238条、第239条及び第387条第1項の規定に基づき、下表の付与対象者に対し株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを平成18年5月25日開催の株式会社松坂屋定時株主総会において決議し、当社に承継されたものである。当該制度の内容は、次のとおりである。

決議年月日	平成18年5月25日
付与対象者の区分及び人数	当社の監査役5名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	16,000株(注1)
新株予約権の行使時の払込金額	1個当たり1,000円(1株当たり1円)(注2)
新株予約権の行使期間	平成18年7月15日から平成38年7月14日まで
新株予約権の行使の条件	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)

(注) 1 当社が、株式分割(株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)株式併合、または資本の減少等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、下記の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件を勘案のうえ、合理的な範囲で目的となる株式の数を調整するものとする。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額1円に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。
- 3 (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社及び株式会社松坂屋の取締役、監査役又は執行役員のいずれかの地位を有するときは、新株予約権を行使できないものとする。  
(2) 新株予約権者は、当社及び株式会社松坂屋の取締役、監査役又は執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間に限り新株予約権を行使することができるものとする。  
(3) 新株予約権者が平成37年7月14日まで当社及び株式会社松坂屋の取締役、監査役又は執行役員のいずれかの地位を有し、新株予約権を行使することができない場合には、平成37年7月15日から平成38年7月14日まで新株予約権を行使することができるものとする。  
(4) 新株予約権者がその有する新株予約権を放棄した場合には行使できないものとする。

4 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針  
当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
新株予約権1個につき、(1)記載の再編対象会社の株式1,000株を割り当てる。ただし、必要がある場合には、新株予約権と同様の株式数の調整を行うものとする。
- (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
各新株予約権の権利行使に際して出資される財産の価額と同じとする。
- (4) 新株予約権の行使することができる期間  
新株予約権の権利行使期間と同じとする。
- (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
各新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- (6) 新株予約権の取得条項

- 新株予約権の取得条項は定めない。  
 (7) その他の新株予約権の行使の条件  
 新株予約権と同じとする。

従業員に対するもの

「会社法」(平成17年法律86号)第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、平成18年5月25日の株式会社松坂屋第161期定時株主総会終結時に在職中の同社従業員に対して特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを平成18年5月25日の株式会社松坂屋定時株主総会において特別決議し、当社に承継されたものである。

当該制度の内容は、次のとおりである。

決議年月日	平成18年5月25日
付与対象者の区分及び人数	当社及び株式会社松坂屋の従業員
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	300,000株(注1)
新株予約権の行使時の払込金額	(注2)
新株予約権の行使期間	平成20年7月15日から平成24年7月14日まで
新株予約権の行使の条件	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)

(注) 1 当社が当社普通株式の株式分割(株式無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

- 2 行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- 3 新株予約権の行使の条件  
 新株予約権者が、その有する新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使できないものとする。その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによる。
- 4 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項  
 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針  
 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の

効力発生の直前の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の権利行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権の行使することができる期間  
平成20年7月15日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、平成24年7月14日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
  - a 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
  - b 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項  
新株予約権の取得条項は定めない。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件  
新株予約権者がその有する新株予約権を放棄した場合には行使できないものとする。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 \_\_\_\_\_ 該当事項はありません。

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】  
該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】  
該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】  
該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】  
該当事項はありません。

## 3 【配当政策】

当社は、健全な財務体質の維持・向上を図りつつ、利益水準、今後の設備投資、キャッシュ・フローの動向等を勘案し、連結配当性向 30%を目処に適切な利益還元をおこなうことを基本方針としています。

なお、当社は中間配当を行なうことができる旨を定めております。



#### 4 【株価の推移】

当社は、新設会社であるため、両社の普通株式の株価推移を記載しております。

(株式会社大丸)

##### (1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第119期	第120期	第121期	第122期	第123期
決算年月	平成15年2月	平成16年2月	平成17年2月	平成18年2月	平成19年2月
最高(円)	710	706	1,017	1,894	1,888
最低(円)	299	342	713	873	1,240

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものを表示している。

##### (2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成18年 12月	平成19年 1月	2月	3月	4月	5月
最高(円)	1,628	1,651	1,888	1,711	1,569	1,478
最低(円)	1,413	1,500	1,526	1,448	1,406	1,318

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものを表示している。

(株式会社松坂屋ホールディングス)

##### (1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第1期
決算年月	平成19年2月
最高(円)	1,169
最低(円)	700

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものである。

##### (2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成18年 12月	平成19年 1月	2月	3月	4月	5月
最高(円)	844	875	1,169	1,085	1,100	1,039
最低(円)	764	811	852	930	989	935

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものである。

5 【役員 の 状 況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 会長		岡 田 邦 彦	昭和 10 年 7 月 11 日	昭和 33 年 4 月 平成 2 年 9 月 平成 3 年 5 月 平成 5 年 3 月 平成 7 年 3 月 平成 9 年 11 月 平成 11 年 5 月 平成 13 年 5 月 平成 15 年 5 月 平成 16 年 5 月 平成 18 年 5 月 平成 18 年 9 月 平成 18 年 9 月 平成 19 年 9 月 株式会社松坂屋入社 株式会社松坂屋本社開発事業部 長 株式会社松坂屋取締役本社開発 事業部長 株式会社松坂屋取締役本社総合 企画室長 株式会社松坂屋取締役本社総合 企画室長兼関連事業部長 株式会社松坂屋常務取締役 本社総合企画室長兼広報室長兼 関連事業部長 株式会社松坂屋取締役社長 株式会社松坂屋取締役社長本社 営業本部長 株式会社松坂屋取締役社長 株式会社松坂屋代表取締役社長 執行役員 株式会社松坂屋代表取締役会長 執行役員 株式会社松坂屋代表取締役会長 (現任) 株式会社松坂屋 H D 代表取締 役会長(現任) 当社代表取締役会長(予定)	1 年	80
代表取締役 社長兼 最高経営 責任者 (CEO)	百貨店事業 政策部長	奥 田 務	昭和 14 年 10 月 14 日	昭和 39 年 4 月 平成 3 年 9 月 平成 7 年 5 月 平成 8 年 5 月 平成 9 年 3 月 平成 13 年 9 月 平成 15 年 3 月 平成 15 年 5 月 平成 18 年 6 月 平成 19 年 9 月 株式会社大丸入社 株式会社大丸オーストラリアマ ネジングダイレクター 株式会社大丸取締役 株式会社大丸常務取締役 株式会社大丸取締役社長 株式会社大丸本社百貨店業務本 部長兼本社札幌出店計画室長兼 本社業務改革推進室長 株式会社大丸グループ本社百貨 店事業本部長 株式会社大丸取締役会長兼最 高経営責任者(現任) 株式会社大阪証券取引所取締 役(現任) 株式会社りそなホールディン グス取締役(現任) 当社代表取締役社長兼最高経 営責任者(CEO)(予定)	1 年	77
取締役	営業改革・ 外商改革 推進担当	山 本 良 一	昭和 26 年 3 月 27 日	昭和 48 年 4 月 平成 13 年 2 月 平成 15 年 3 月 平成 15 年 5 月 平成 17 年 3 月 平成 19 年 1 月 平成 19 年 9 月 株式会社大丸入社 株式会社大丸理事 本社百貨店業務本部営業改革推 進室長兼営業企画室長 株式会社大丸グループ本社百貨 店事業本部商品ネットワーク推 進部長 株式会社大丸取締役社長兼最高 執行責任者(現任) 株式会社大丸グループ本社百貨 店事業本部長(現任) 株式会社大丸グループ本社首都 圏新規事業開発室長 株式会社大丸グループ本社百貨 店事業本部梅田新店計画室長 (現任) 当社取締役(予定)	1 年	53

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役	銀座再開発 担当	茶 村 俊 一	昭和 21 年 1 月 31 日	昭和 44 年 3 月 平成 10 年 5 月 平成 11 年 5 月 平成 12 年 5 月 平成 14 年 5 月 平成 15 年 5 月 平成 16 年 5 月 平成 16 年 9 月 平成 18 年 3 月 平成 18 年 5 月 平成 18 年 9 月 平成 19 年 5 月 平成 19 年 9 月	株式会社松坂屋入社 株式会社松坂屋静岡店長 株式会社松坂屋取締役名古屋事 業部長兼名古屋店長 株式会社松坂屋常務取締役名古屋 事業部長兼名古屋店長 株式会社松坂屋専務取締役名古屋 事業部長兼名古屋店長 株式会社松坂屋専務取締役本社 営業本部長 株式会社松坂屋代表取締役専務 執行役員本社経営企画室長 株式会社松坂屋代表取締役専務 執行役員本社経営企画室長兼内 務業務改革室長 株式会社松坂屋代表取締役専務 執行役員本社経営企画室長 株式会社松坂屋代表取締役社長 執行役員 株式会社松坂屋 H D 代表取締役 社長(現任) 株式会社松坂屋代表取締役社長 執行役員兼営業統括本部長(現 任) 当社取締役(予定)	1 年	51
取締役 専務執行役員	業務本部長	都 島 敏 明	昭和 21 年 3 月 23 日	昭和 43 年 3 月 平成 9 年 5 月 平成 11 年 5 月 平成 11 年 9 月 平成 15 年 5 月 平成 16 年 5 月 平成 18 年 3 月 平成 18 年 5 月 平成 18 年 9 月 平成 18 年 9 月 平成 19 年 5 月 平成 19 年 9 月	株式会社松坂屋入社 株式会社松坂屋本社財務部長代 理 株式会社松坂屋取締役本社財務 部長 株式会社松坂屋取締役本社財務 部長兼購買部長 株式会社松坂屋常務取締役本社 財務部長 株式会社松坂屋取締役常務執行 役員本社財務部長 株式会社松坂屋取締役常務執行 役員本社広報・I R 室長兼財務 政策室、財務経理部担当 株式会社松坂屋取締役専務執行 役員本社経営企画室長兼広報・ I R 室長 株式会社松坂屋取締役(現任) 株式会社松坂屋 H D 専務取締役 経営企画室、広報・I R 室、財 務室担当 株式会社松坂屋 H D 専務取締役 財務室長兼経営企画室、広報・ I R 室担当(現任) 当社取締役(予定)	1 年	40
取締役 常務執行役員	関連事業 政策部長	小 島 喜代三	昭和 19 年 10 月 16 日	昭和 42 年 4 月 平成 2 年 6 月 平成 9 年 3 月 平成 12 年 5 月 平成 13 年 5 月 平成 13 年 9 月 平成 14 年 3 月 平成 15 年 3 月 平成 15 年 5 月 平成 18 年 5 月 平成 19 年 9 月	株式会社大丸入社 株式会社大丸情報センター代表 取締役 株式会社大丸装工事業部長 株式会社大丸理事 株式会社大丸装工取締役社長兼 大丸木工株式会社取締役社長 株式会社大丸取締役(現任) 株式会社大丸本社管理本部副本 部長兼財務部長 株式会社大丸本社管理本部副本 部長兼財務部長兼情報システム 改革推進室長 株式会社大丸グループ本社関連 事業本部長(現任) 株式会社大丸執行役員 株式会社大丸常務執行役員(現 任) 当社取締役(予定)	1 年	30

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役 常務執行役員	経営計画 本部長兼 銀座再開発 副担当	塚 田 博 人	昭和 23 年 3 月 1 日	昭和 45 年 4 月 平成 7 年 5 月 平成 9 年 3 月 平成 11 年 1 月 平成 13 年 5 月 平成 15 年 3 月 平成 15 年 5 月 平成 17 年 5 月 平成 18 年 1 月 平成 19 年 3 月 平成 19 年 5 月 平成 19 年 9 月	株式会社大丸入社 株式会社大丸ホームショッピング代表取締役 株式会社大丸本社経営戦略室副室長 株式会社大丸理事 京都店長 株式会社大丸取締役 株式会社大丸グループ本社経営計画本部経営企画部長 株式会社大丸取締役退任 株式会社大丸執行役員 株式会社大丸取締役(現任) グループ本社経営計画本部長(現任) 株式会社大丸グループ本社梅田新店計画室長 株式会社大丸グループ本社統合準備推進室長(現任) 株式会社大丸常務執行役員(現任) 当社取締役(予定)	1 年	37
取締役		安 永 憲 朗	昭和 13 年 10 月 28 日	昭和 37 年 4 月 平成 元年 6 月 平成 5 年 5 月 平成 8 年 4 月 平成 9 年 6 月 平成 9 年 6 月 平成 15 年 5 月 平成 15 年 6 月 平成 17 年 6 月 平成 19 年 9 月	株式会社三菱銀行入社 同社取締役 同社常務取締役 株式会社東京三菱銀行常務取締役 同社常務取締役退任 旭硝子株式会社監査役 株式会社大丸取締役(現任) 旭硝子株式会社監査役退任 大日本塗料株式会社取締役(現任) 当社取締役(予定)	1 年	9
取締役		高 山 剛	昭和 11 年 7 月 30 日	昭和 35 年 4 月 平成 2 年 6 月 平成 4 年 6 月 平成 6 年 6 月 平成 8 年 6 月 平成 10 年 6 月 平成 16 年 6 月 平成 18 年 5 月 平成 18 年 9 月 平成 19 年 9 月	大同製鋼株式会社(現 大同特殊鋼株式会社)入社 同社取締役 同社常務取締役 同社専務取締役 同社代表取締役副社長 同社代表取締役社長 同社代表取締役会長(現任) 株式会社松坂屋取締役(現任) 株式会社松坂屋 H D 取締役(現任) 当社取締役(予定)	1 年	2
常勤監査役		城 戸 敏 雄	昭和 22 年 7 月 27 日	昭和 45 年 4 月 平成 2 年 2 月 平成 7 年 5 月 平成 9 年 3 月 平成 10 年 3 月 平成 13 年 5 月 平成 16 年 1 月 平成 17 年 3 月 平成 18 年 2 月 平成 19 年 5 月 平成 19 年 9 月	株式会社大丸入社 株式会社大丸本社人事部部長 株式会社大丸本社社長室副室長 株式会社大丸本社経営戦略室副室長 株式会社大丸本社人材開発本部副本部長 株式会社大丸理事 株式会社大丸装工取締役社長 兼大丸木工株式会社取締役社長 株式会社ディンプル取締役社長 株式会社大丸セールスアソシエーツ取締役社長 株式会社大丸グループ本社内部監査室長 株式会社大丸監査役(現任) 当社常勤監査役(予定)	4 年	1

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常勤監査役		中村 順 司	昭和 22 年 12 月 1 日	昭和 46 年 3 月 平成 18 年 3 月 平成 19 年 5 月 平成 19 年 5 月 平成 19 年 9 月 株式会社松坂屋入社 株式会社松坂屋業務統括本部人 事総務部長代理 株式会社松坂屋 H D 常勤監査役 (現任) 株式会社松坂屋常勤監査役(現 任) 当社常勤監査役(予定)	4 年	6
監査役		古田 武	昭和 5 年 1 月 24 日	昭和 27 年 4 月 昭和 52 年 6 月 昭和 56 年 6 月 昭和 61 年 6 月 平成 4 年 6 月 平成 6 年 6 月 平成 8 年 1 月 平成 11 年 6 月 平成 17 年 6 月 平成 18 年 5 月 平成 19 年 9 月 鐘淵化学工業株式会社入社 同社取締役 同社常務取締役 同社専務取締役 同社取締役副社長 同社取締役社長 日本ベンチャーキャピタル株式 会社取締役(現任) 同社取締役会長 株式会社カネカ相談役(現任) 株式会社大丸監査役(現任) 当社監査役(予定)	4 年	15
監査役		清水 定彦	昭和 5 年 12 月 13 日	昭和 28 年 4 月 昭和 59 年 6 月 昭和 63 年 6 月 平成 3 年 6 月 平成 6 年 6 月 平成 12 年 6 月 平成 13 年 5 月 平成 16 年 6 月 平成 18 年 9 月 平成 19 年 9 月 東邦瓦斯株式会社入社 同社取締役 同社常務取締役 同社専務取締役 同社取締役社長 同社取締役会長 株式会社松坂屋監査役(現任) 東邦瓦斯株式会社相談役(現任) 株式会社松坂屋 H D 監査役(現 任) 当社監査役(予定)	4 年	21
監査役		鶴田 六郎	昭和 18 年 6 月 16 日	昭和 45 年 4 月 平成 17 年 4 月 平成 18 年 6 月 平成 18 年 7 月 平成 18 年 10 月 平成 19 年 5 月 平成 19 年 9 月 東京地方検察庁検事 名古屋高等検察庁検事長 退官 弁護士登録 千葉大学法科大学院教授(現任) 株式会社大丸監査役(現任) 当社監査役(予定)	4 年	1

- (注) 1 取締役安永 憲朗、高山 剛の両氏は、会社法第 2 条第 15 号に定める社外取締役であります。
- 2 監査役古田 武、清水 定彦、鶴田 六郎の 3 氏は、会社法第 2 条第 16 号に定める社外監査役であります。
- 3 所有株式数は、平成 19 年 2 月 28 日現在の株式数に次の株式移転比率を乗じて算出したものであります。
- ・株式会社大丸の普通株式 1 株に対し、当社の普通株式 1.4 株
  - ・株式会社松坂屋ホールディングスの普通株式 1 株に対し、当社の普通株式 1 株

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

### (1) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

持株会社である当社は、グループの一元的なガバナンスの中心として、グループ全体の経営の透明性・健全性・遵法性を確保し、ステークホルダー（お客さま、株主、従業員、お取引先、地域社会など）へのアカウンタビリティの重視・徹底を図るため、コーポレートガバナンスの強化を経営の最重要課題の一つとして位置付ける。

そのため、全社組織に於ては2つの本部と2つの政策部の設置により、経営の意思決定の迅速化、監督機能の強化、JFRグループ全体の内部統制システムの充実を図る。また、経営体制においても執行役員制度を導入し、経営の意思決定と執行の分離を図り、より迅速な意思決定ができ、実行のスピード化を図るための経営機構を構築する。

取締役・執行役員の任期は一年とし、その報酬制度についても一年毎の業績に対応した成果・成功報酬型の仕組みとし、経営の高度化と業績の向上に対する責任の明確化を図る。

### (2) 会社の機関及び内部統制システムの整備状況

当社は監査役会設置会社であり、会社の機関としては会社法に規定する株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置する他、業務執行機関としての執行役員制度を導入する。また、取締役会の諮問機関としてのコンプライアンス委員会を置くとともに、内部通報制度を導入し、コンプライアンスに係る諸課題の解決に取り組む。

#### 会社の機関の内容

##### 1) 取締役会

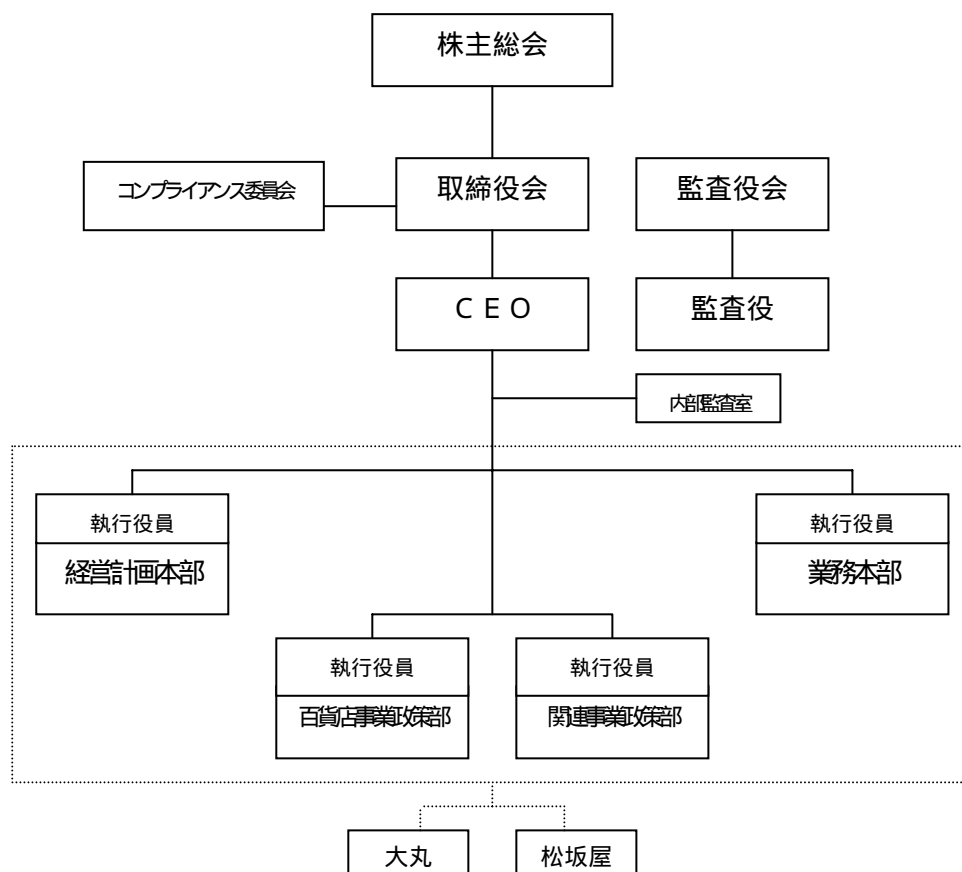
経営意思決定機関として、取締役9名（うち、社外取締役2名）を置き、社長（CEO）の主宰により監査役の出席のもと原則月一回開催し、法令または定款に定めるものの他取締役会規程に定める事項を審議・決議する。

社外取締役の2名は、経営を社内とは異なる視点から検討するなど取締役会の機能強化・活性化を担う。

##### 2) 監査役会

監査役5名（うち、社外監査役3名）を置き、監査の方針・方法を決定するとともに、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行う。監査役会は毎月開催し、取締役の業務執行について監査し、重要な事項については取締役会に意見反映できる体制をとり、経営機構の健全性を支える。

## コーポレートガバナンス体制及び内部統制の仕組み



### 内部監査、内部統制システムの整備の状況

当社は、役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための監視機能として、上記 2) の「監査役会」の他、以下の体制を構築する。

#### 1) 内部監査室の設置

CEOの直轄機関である内部監査室を設置する。年間の監査計画に基づき、各部門の業務内容が法令、定款及び社内規程に照らして適正かつ効率的に実施されているかどうかを監査し、取締役会、監査役会に適切に報告する。

#### 2) コンプライアンス委員会及び内部通報制度の設置

コンプライアンス経営に係る取締役会の諮問機関として、CEOを委員長とし、常勤取締役、常勤監査役及び顧問弁護士をメンバーとする、コンプライアンス委員会を設置する。

また、社外（顧問弁護士）にも通報窓口を置く内部通報制度を設ける。

#### 3) 内部統制監査システム構築プロジェクトの設置

業務本部内に、財務報告に係る内部統制監査システム構築プロジェクトを設置し、財務報告の信頼性の確保に取り組む。

### 内部統制システムの構築に係る取締役会の決議

取締役会において、会社法第 362 条第 4 項第 6 号の規定により、業務の適正を確保するための体制の整備について、以下の項目の基本方針を決議する。

- 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の整備
- 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制の整備
- 損失の危険の管理に関する規定その他の体制の整備
- 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制の整備
- 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の整備
- 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制の整備

- (g) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- (h) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (i) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制の整備
- (j) その他監査役の監査が実行的に行なわれることを確保するための体制の整備

社外取締役及び社外監査役との関係

当社と社外取締役及び社外監査役との間には、特別な利害関係はない。

(3) 役員報酬の内容

取締役及び監査役の年間報酬額 当社は新設会社であるため、該当事項はない。

(4) 監査報酬の内容

当社は新設会社であるため、該当事項はない。

(5) 会計監査の状況

会計監査人は新日本監査法人とする。その他の事項については、当社は新設会社であるため、該当事項はない。



## 第5 【経理の状況】

新設会社のため記載しておりません。

## 第6 【上場申請会社の株式事務の概要】

事業年度	3月1日から2月末日									
定時株主総会	5月中									
基準日	2月末日									
株券の種類	10,000株券、1,000株券									
剰余金の配当の基準日	2月末日、8月31日									
1単元の株式数	1,000株									
株式の名義書換え										
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部									
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社									
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社全国本支店 野村證券株式会社全国本支店									
名義書換手数料	無料									
新券交付手数料	無料									
単元未満株式の買取り										
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部									
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社									
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社全国本支店 野村證券株式会社全国本支店									
買取手数料	無料									
公告掲載方法	電子公告による									
株主に対する特典	<p>2月末日現在1,000株以上の株主および8月31日現在1,000株以上の新規株主に対し、(株)大丸直営店(心齋橋・梅田・東京・ららぽーと横浜・京都・山科・神戸・新長田・須磨・芦屋・札幌)、(株)博多大丸(福岡天神・長崎)、(株)下関大丸、(株)高知大丸、(株)今治大丸、(株)松坂屋直営店(名古屋・岡崎・名古屋駅・豊田・高槻・上野・銀座・静岡)および(株)横浜松坂屋における現金による値札価格でのお買物に限り、ご利用限度額の範囲内でその値札本体価格の10%を割引する「J・フロントリテイリング株主様 大丸・松坂屋 お買い物ご優待カード」を以下の基準により発行する。</p> <p>2月末日現在の株主各位に対し、その所有株数に応じて、年間ご利用限度額を次のとおり設定し、5月中に発行する。(有効期限 翌年5月31日まで)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>2月末日所有株数</th> <th>ご利用限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000株以上 3,000株未満</td> <td>年間 100万円</td> </tr> <tr> <td>3,000株以上 10,000株未満</td> <td>1,000株増すごとに 年間 50万円ずつ加算</td> </tr> <tr> <td>10,000株以上</td> <td>年間 500万円(上限)</td> </tr> </tbody> </table> <p>8月31日現在の新規株主各位に対し、その所有株数に応じて、上記年間ご利用限度額の半額を設定し、11月中に発行する。(有効期限 翌年5月31日まで)</p> <p>本カードの提示により、ご本人および同伴者1名様に限り、(株)大丸直営店、(株)松坂屋直営店および(株)横浜松坂屋で開催される有料文化催事に無料入場できる。</p>		2月末日所有株数	ご利用限度額	1,000株以上 3,000株未満	年間 100万円	3,000株以上 10,000株未満	1,000株増すごとに 年間 50万円ずつ加算	10,000株以上	年間 500万円(上限)
2月末日所有株数	ご利用限度額									
1,000株以上 3,000株未満	年間 100万円									
3,000株以上 10,000株未満	1,000株増すごとに 年間 50万円ずつ加算									
10,000株以上	年間 500万円(上限)									

## 第7 【上場申請会社の参考情報】

- 1 【上場申請会社の親会社等の情報】  
当社は、親会社等はありません。
- 2 【その他の参考情報】  
該当事項はありません。

## 第二部 【上場申請会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第三部 【特別情報】

### 第1 【上場申請会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

新会社設立のため記載しておりません。